

外務委員会

外務調査室

1 日米関係

(1) 米国の関税措置をめぐる日米合意

日米両政府は、米国の関税措置をめぐり、2025年4月に協議を開始し、7月に米国が日本に対する関税措置を見直し、日本が米国に対し5,500億ドル規模の投資、対米輸入の拡大、非関税障壁の見直しを行うことで合意した。これを受け、9月には合意を実行する大統領令、合意についての共同声明、戦略的投資イニシアティブに関する了解覚書が発表され、その後、大統領令に基づき相互関税、自動車関税はそれぞれ15%とされた¹。

高市総理とトランプ大統領の間では、10月28日の日米首脳会談において、関税に関する日米間の合意について両国による迅速かつ継続的な取組を確認する文書等に署名がなされた。また、会談に合わせ、日米両政府は、日本の対米投資について、両国企業が関心を有しているプロジェクトの分野等を記載した共同ファクトシートを公表した。

関税については、日米合意に基づき引き下げられたものの、従前に比べて高い関税（例：自動車 2.5%→15%）が課されていることに変わりはなく、日米合意以降も、米国は中・大型トラック（25%）など新たな追加関税を発動している。また、トランプ大統領は、関税を外交上の交渉材料として用いる方針を変えていない²。このようなトランプ政権による高関税措置はWTO（世界貿易機関）協定に反する可能性が高いと指摘されており、日本に対する関税の更なる引下げのみならず、日本が経済外交の柱とするルールに基づく自由貿易体制の維持拡大にどう取り組んでいくのかも問われている。

日本の対米投資については、12月以降、「戦略的投資イニシアティブに関する協議委員会」³が開催され、対米投資の対象案件選定プロセス⁴が進められている。赤澤経済産業大臣及びラトニック米商務長官が参加した2026年1月9日の協議委員会では、第1号案件の発表に向けた検討の進展を確認した上で、調整を更に加速することで一致した。同イニシアティブに対しては、投資先の決定方法や収益の配分、日本が資金提供をしない場合に米国が関税を引き上げることができるなどの点で、不平等な枠組みとなっているとの指摘がある。日本政府は、同イニシアティブに沿った投資は日米の相互利益の促進につながるものであると説明するが、その効果の実現に向けた案件の選定、運用が今後の課題となる。

¹ 日本に対する相互関税は、米国が通告していた25%から15%（MFN税率含む）に軽減され、既存の関税率に25%上乘せされていた自動車・自動車部品に関しては15%（MFN税率含む）に引き下げられた。

² 例えば、2026年1月には、米国のグリーンランド領有をめぐり、反対する欧州8か国への追加関税の導入を予告（後に撤回）している。

³ 2026年1月末までに開催された同協議委員会には、米国からは商務省、日本からは外務省、財務省、経済産業省、株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）が継続的に参加しており、会合により赤澤経済産業大臣、ラトニック米商務長官、ライト米エネルギー長官、米エネルギー省が参加している。

⁴ 了解覚書では、具体的な投資案件は、米商務長官が議長を務める「投資委員会」の推薦に基づき米大統領が選定するとされ、投資委員会は、米大統領への対象案件の推薦に先立ち、日米両国から指名される者で構成される「協議委員会」と協議するとされている。

(2) 安全保障関係

2025年12月、トランプ政権は、外交・安全保障政策の指針となる国家安全保障戦略（NSS：National Security Strategy）を公表した。NSSでは、「米国第一」を大原則として掲げ、「米国が世界秩序全体を支えてきた時代は終わった」として同盟国・パートナー国に防衛コストの負担の分担を求める考えを明らかにした。地域別戦略では、南北米大陸を中心とする「西半球」を筆頭に挙げ、同地域への対応を重視する姿勢を示した。「西半球」に次いで記された「アジア」では、インド太平洋地域を「経済的・地政学的戦場（battleground）」と位置付け、「この地域で競争に勝利しなければならない」とした。台湾に関して「理想的には軍事的優位性を維持し、台湾をめぐる紛争を抑止することは優先課題」とし、「台湾海峡の現状の一方的な変更を支持しない」と明記したが、中国を明確に名指しして軍事的脅威に懸念を表明する記述はなかった。そして、「第一列島線における侵略を阻止できる軍隊を構築する」が「米国が単独でこれを遂行することは不可能」であるとし、同盟国に貢献を求める考えを示した上で、「トランプ大統領が日本と韓国に対し負担増を主張していることを踏まえ、我々はこれらの国々に防衛費の増額を促す必要」があるとした。

その後2026年1月に米国防総省が発表した国家防衛戦略（NDS：National Defense Strategy）⁵では、中国を「19世紀以降、米国に対して相対的な国力では最も強力な国家」であるとし、「対立ではなく力によるインド太平洋地域における中国の抑止」を掲げた。また、日本を含む全同盟国に対しては、北大西洋条約機構（NATO）が設定した加盟国の防衛費の目標GDP比5%（中核的な防衛費3.5%＋関連経費1.5%）の基準を満たすよう提唱するとした。

高市総理とトランプ大統領の間では、2025年10月の日米首脳会談において、日米同盟の抑止力・対処力を強化していくべく、幅広い安全保障協力を進めていくことで一致し、高市総理から我が国として主体的に防衛力の抜本的強化と防衛費の増額に引き続き取り組んでいく決意を表明している。また、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の推進で一致したほか、台湾海峡の平和と安定の重要性、北朝鮮の完全な非核化に向けた確固たるコミットメントを確認している。2026年1月2日の日米首脳電話会談では、同年春の高市総理の訪米に向けて具体的に調整⁶を進めることで一致しており、4月に予定されるトランプ大統領の訪中を前に、日米同盟の結束を再確認する狙いがあるとみられている。

⁵ NSSに基づき策定され、米国の軍事戦略を具体的に示したもの

⁶ 2026年2月5日、トランプ大統領はSNSへの投稿で、3月19日に高市総理をホワイトハウスに招き首脳会談を行う意向を明らかにした。

2 日中関係

(1) 日中両国間の最近の動き

2025年10月、アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議の際に、高市総理と習国家主席との日中首脳会談が韓国で開催された。同会談では、日中両国は「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという日中関係の大きな方向性が確認されたが、11月7日の衆議院予算委員会における高市総理の台湾有事に関する答弁⁷以降、日中関係は悪化している。中国政府は、「一つの中国」原則と中日間の四つの政治文書⁸の精神に背くとして答弁の撤回を求め、同月14日には国民に日本への渡航を控えるよう呼び掛け⁹、同月19日には日本産水産物の輸入を事実上停止した（(2)ア参照）。

さらに、2026年1月6日、中国政府は日本へのデュアルユース（軍民両用）品目¹⁰の輸管理強化措置を発表した。日本政府は、我が国のみをターゲットにした今般の措置は、国際的な慣行と大きく異なり、決して許容できず、極めて遺憾であるとして、強く抗議するとともに措置の撤回を求めている。

中国は国際社会への働き掛けも強めている。中国国連大使は2025年11月21日、12月1日の二度にわたって国連事務総長に抗議書簡を提出し、国連総会や安全保障理事会においても戦後の国際秩序の破壊であるなどとの日本への批判的発言を繰り返している。これに対し、日本政府は反論書簡を提出するなど、都度反論を行っている。習国家主席は、11月24日には米国のトランプ大統領と電話会談を、12月4日には仏国のマクロン大統領と会談をし、台湾問題についての中国の立場に理解を求めた。さらに2026年1月5日、韓国の李大統領を国賓待遇で迎え、対日政策での連携を呼び掛けた。また、中国の王外相は、アジアや中東、欧州など少なくとも12か国の外相らに直接「一つの中国」原則の支持を訴えた¹¹。

(2) 日中両国間の懸案事項

ア 日本産水産物の輸入規制

中国政府は、ALPS処理水¹²の海洋放出開始を受けて、2023年8月から日本産水産物

⁷ 「先ほど有事という言葉がございました。それはいろいろな形がありましょう。例えば、台湾を完全に中国、北京政府の支配下に置くようなことのためにどういう手段を使うか。それは単なるシーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバープロパガンダであるかもしれないし、それはいろいろなケースが考えられると思いますよ。だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます。実際に発生した事態の個別具体的な状況に応じて、政府が全ての情報を総合して判断するというところでございます。実に武力攻撃が発生したら、これは存立危機事態に当たる可能性が高いというものでございます。法律の条文どおりであるかと思っております。」（第219回国会衆議院予算委員会議録第2号（令7.11.7）高市内閣総理大臣答弁）

⁸ 日中共同声明（1972）、日中平和友好条約（1978）、日中共同宣言（1998）、日中共同声明（2008）を指す。

⁹ 中国政府は繰り返し日本への渡航自粛を呼び掛けており、2026年1月26日には、春節に伴う大型連休中の渡航自粛を呼び掛けた。

¹⁰ レアアース関連製品も対象に含むとの見方もあり、自動車や電子部品、工作機械などの幅広い産業に影響する可能性がある（『日本経済新聞』（2026.1.8））。

¹¹ 『読売新聞』（2025.12.23）

¹² 東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、ALPS（多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System））などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。ALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放

の輸入を停止していたが、2024年9月、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」が発表され、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。2025年5月、日中双方は、輸出再開のために必要な技術的要件について合意に至り、同年6月、中国政府が輸入の再開を正式に発表し、11月5日には第一便として北海道産ホタテが中国に発送された。

ところが、同月19日、中国政府が日本産水産物について事実上の輸入停止をし、台湾有事をめぐる高市総理の国会答弁への対抗措置であることを示唆したとの報道がなされた¹³。中国政府は記者会見において、日本が約束した技術的資料を提供していないと述べるとともに、高市総理の台湾問題などに関する発言が中国国民の強い憤りを呼び起こしており、日本の水産物を中国に輸出しても市場は存在しないと説明した。日本政府は、中国政府から輸入停止の連絡を受けたという事実はなく、中国側とは技術的なやりとりを継続しているとし、引き続き輸出の円滑化を働き掛けていくとともに、残された10都県産水産物の輸入規制の撤廃¹⁴を求めている。

イ 日本周辺の海空域における中国の活動

尖閣諸島周辺海域においては、中国海警船がほぼ毎日接続水域において確認され、我が国領海への侵入を繰り返している。日本政府は、中国海警船の活動は国際法違反であるとし、このような中国の力による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じて厳重に抗議し、日本の領海からの速やかな退去及び再発防止を繰り返し求めている。

中国は、近年、東シナ海を含む日本周辺海空域における活動も活発化させており、訓練や情報収集を行っていると考えられる艦艇や海・空軍機、太平洋やインド洋などの遠方へと進出する艦艇、海洋権益の保護などを名目に活動する中国海警船が多数確認されている。このような活動には、レーダー照射や異常接近など不測の事態を招きかねない危険な行為を伴うものもみられ、強く懸念される状況となっている。

このほか、東シナ海では、日中間のEEZ及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発が続いている。2026年1月16日までに、日中の地理的中間線の西側で、計22基の構造物が確認されている。同年1月2日には、日中の地理的中間線の西側の海域において、中国側が、移動式の掘削船を停船し、固定していることが確認された。日本政府は、日本側からの度重なる抗議にもかかわらず、中国側が同海域において、一方的な開発行為や、その既成事実化の試みを継続していることは極めて遺憾であり、直ちに外交ルートを通じて中国側に強く抗議するとともに、東シナ海資源開発についての日中間の協力に関する2008年合意に基づく国際約束締結交渉を早期に再開し、同合意を早期に実施するよう、改めて強く求めた。

放射性物質の濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されている。

¹³ 『毎日新聞』（2025.11.20）

¹⁴ 福島第一原発事故以来、中国は福島県、宮城県、東京都など10都県産の食品を対象にした輸入停止措置を継続している。

3 日韓関係

2025年6月3日、尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国大統領の罷免に伴う大統領選挙が実施され、李在明（イ・ジェミョン）氏が当選し、翌4日に大統領に就任した。李大統領は、過去には尹政権の対日重視路線を「屈辱外交」だと厳しく批判するなど日本に対して強硬な姿勢を示していた。しかし、大統領選挙の外交公約では国益重視の「実用外交」を唱え日本を「重要なパートナー」と位置付けるとともに、日米との協力を外交・安全保障の軸足に置いた。李大統領は、大統領就任直後の会見において「元徴用工」問題に関し、前政権がまとめた解決策¹⁵に沿った対応を維持する考えを示した。また、同年12月の記者会見では、日韓間には歴史・領土問題があることは認めつつ「互恵的立場で協力し、解決されていない課題は議論して少しずつ解消していけばよい」と述べた。

石破総理（当時）は、李大統領の就任以降3度にわたり首脳会談を重ねるなど、尹政権から続く関係改善の傾向を維持してきた。2025年10月21日に石破総理（当時）に代わり総理に就任した高市氏は、同月30日に李大統領との間で首脳会談を開催し、1965年の国交正常化以来築き上げてきた基盤に基づき、日韓関係を未来志向で安定的に発展させていくことで一致した。また、首脳同士が相互往来する「シャトル外交」を引き続き推進し、両国間の諸懸案については「自分たちのリーダーシップで管理していく」ことも確認した。2026年1月にはシャトル外交の一環として、高市総理の地元である奈良県において首脳会談が行われ、両首脳は経済安全保障分野での協力に向けて関係部局間で議論を進めることで一致した。また、日米韓3か国での安全保障協力を含む戦略的な連携の重要性についても確認した。

日韓関係は改善傾向が続いているが、依然として歴史問題や領土問題をめぐる懸念は存在する。2025年11月には、日韓両政府が初の自衛隊基地での韓国軍機への給油を計画していたが、支援対象の韓国空軍機が竹島周辺を飛行していたことが判明したため直前で中止となり、これを発端に両国の防衛交流の見送りが相次いだ¹⁶。歴史や領土をめぐる問題を両国がいかに管理できるかが関係安定のためのカギとなるとの指摘がある¹⁷。また、高市総理の台湾有事に関する国会答弁をめぐって日中関係が悪化する中、日韓及び日米韓の連携を弱め、韓国を自国寄りに引き寄せる狙いが中国にはあるとされ¹⁸、日本には分断を阻止するための外交が一段と求められているとの指摘がある¹⁹。

¹⁵ 2022年5月に発足した尹政権は、「元徴用工」問題の解決に精力的に取り組み、2023年3月に、韓国政府傘下の財団が原告に賠償金相当額を支払う「第三者弁済方式」による解決策を示した。韓国政府が発表した措置について、日本政府は、2018年の大法院判決後厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価している。（外務省ウェブサイト「旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国政府の発表を受けた林外務大臣によるコメント」（2023.3.6））

¹⁶ 具体的には、韓国軍楽隊は2025年11月、東京都内で開催された「自衛隊音楽まつり」への参加を見送った。また同月、約8年ぶりに再開することで調整していた海上自衛隊と韓国海軍との捜索・救難共同訓練について、韓国側は月内開催を見送ると日本側に伝達した。なお、日韓防衛当局の調整の結果、中止となっていた自衛隊基地での韓国軍機への給油支援については2026年1月28日に改めて実施され、海上自衛隊と韓国海軍との捜索・救難共同訓練については、同月30日の日韓防衛相会談において実施することで一致した。

¹⁷ 『朝日新聞』（2026.1.14）

¹⁸ 『毎日新聞』（2026.1.6）

¹⁹ 『日本経済新聞』（2026.1.7）

4 北朝鮮

(1) 核・ミサイル問題

北朝鮮は、2005年2月に核保有を公式に宣言し、これまでに6回の核実験を行った。また、弾道ミサイルの発射を繰り返し、急速に関連技術・運用能力の向上を図っている。

金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長は、2025年9月に行った最高人民会議での演説において、自国の非核化を完全否定した上で、米側との対話に応じる条件として非核化の要求を取り下げよう求めた。また、今後の核・ミサイル開発について、金国務委員長は、同月、次回の朝鮮労働党大会（5年に1度開催）²⁰において核兵器と通常兵器の開発を同時に進める「並進政策」を提示する旨発言した。2026年1月4日及び27日、北朝鮮は、弾道ミサイルを日本海へ向けて発射した。1月27日の弾道ミサイルの発射に関し、試射を視察した金国務委員長は「最も確実な攻撃能力を構築し、それに基づく抑止戦略を実施するのはわが党の国家防衛政策の不変の路線である」とし、「朝鮮労働党第9回大会は国の核戦争抑止力をより一層強化するための次の段階の構想を宣明するようになる」と発言した²¹。

国連安保理においては、2006年以降、北朝鮮の核・ミサイル開発に対し11件の制裁決議が採択されてきた。しかし、2024年3月、北朝鮮に対する制裁の履行状況を監視する北朝鮮制裁委員会専門家パネルの任期を1年延長する決議案がロシアの拒否権行使により否決されたため、同年4月、専門家パネルは活動を終了した。これを受け、日米韓を含む11か国が多国間制裁監視チーム（MSMT）を設立し、決議の実効性を確保する取組を続けている。このような状況下において、北朝鮮は、制裁決議で禁止されている海洋上における船舶間での物資の積み替え（いわゆる「瀬取り」）により制裁逃れを図っているとみられている。また、制裁決議は北朝鮮籍海外労働者に対する労働許可の発給禁止・北朝鮮への送還を求めているが、ロシアや中国が、この制裁決議に違反し北朝鮮労働者を受け入れている旨が報じられている²²。なお、日本政府は、独自の制裁措置として、北朝鮮籍の船舶などの入港を禁止する措置、輸出入を全面的に禁止する措置等を講じている。

(2) 拉致問題

2004年5月の日朝首脳会談以降、20年以上にわたって日朝首脳会談は実現しておらず、北朝鮮による拉致問題は未解決のままである。

2025年10月21日に就任した高市総理は、同月23日、北朝鮮による拉致被害者家族と面会し、日朝首脳会談の実現に意欲を示した。同月28日には、訪日したトランプ大統領との日米首脳会談において、拉致問題への理解と協力を求めたのに対し、同大統領から全面的な支持を得るとともに、同会談終了後に拉致被害者家族と同大統領との面会を実現した。また、高市総理は、翌月に開催された全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会において、就任直後に北朝鮮に対し日朝首脳会談を打診した旨明らかにした。

²⁰ 次回の党大会（朝鮮労働党第9回大会）は2026年2月下旬に開催されることが報道されている（『朝鮮中央通信』日本語版（2026.2.8））。

²¹ 『朝鮮中央通信』日本語版（2026.1.28）

²² 『読売新聞』（2025.6.27、9.4）

同年 12 月には、国連総会本会議において、EU が提出し我が国が共同提案国となった、全ての拉致被害者の即時帰国を求める旨を含む北朝鮮人権状況決議が 21 年連続で採択された。

5 ロシア

(1) ウクライナ侵略

2022 年 2 月 24 日にロシアが「特別軍事作戦」と称してウクライナに対する全面的な侵略を開始してから 4 年が経過しようとしている。ロシアは、ウクライナ東・南部 4 州を中心に攻撃を続け、クリミア半島を含めウクライナ領土の約 5 分の 1 を既に支配し、更に支配地域を拡大しているとされる。

ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、大統領就任前から早期停戦を主張する米国のトランプ大統領の仲介もあり、2025 年 5 月、約 3 年ぶりにロシアとウクライナの政府代表団による和平実現に向けた直接交渉が行われた。直接交渉において、ロシアは停戦条件として 2022 年に一方的に併合を宣言したウクライナ東・南部 4 州からのウクライナ軍の撤退等を求めている。ロシア側の要求はウクライナにとって到底受け入れられない内容であるため、5 月以後の両国の直接交渉においても歩み寄りはなく、また、8 月には仲介役を務めるトランプ大統領とロシアのプーチン大統領による対面での米露首脳会談がウクライナ侵略後では初めて行われ、停戦条件等について協議されたが合意には至らなかった。

11 月、米国はウクライナに対して 28 項目からなる和平案を提示した。同和平案には、ウクライナ東部ドンバス地方のロシアへの割譲や北大西洋条約機構（NATO）への加盟断念の憲法明記をウクライナに求める等、ロシアに有利となる項目が多く含まれていた。そのためウクライナと欧州諸国が同和平案の修正を米国に求め、これを踏まえて修正協議が行われているものの領土の扱い等について協議がまとまっていない。また 2026 年 1 月からウクライナ侵略後で初めてとなる米国、ロシア、ウクライナの 3 か国による和平に向けた協議が行われているが、協議に進展はなく、和平実現に向けた見通しは立っていない。

我が国は、ロシアによるウクライナ侵略を「国際秩序の根幹を揺るがす暴挙²³」と厳しく非難し、他の G7 諸国と足並みをそろえ、個人・団体等に対する資産凍結、輸出入禁止品目拡大など、対露制裁を維持・強化してきており、2024 年 6 月からは、G7 プーリア・サミットでの議論を踏まえ、対露制裁の迂回に関与した中国やインド等、第三国の団体に対しても資産凍結や輸出禁止等の制裁措置も実施している。また、ウクライナに対しては、これまでに人道、財政、復旧・復興の分野で総額 120 億ドルを超える支援を確約・実施し、2025 年 12 月には、2026 年前半に約 60 億

ウクライナ地雷対策支援イニシアティブの概要

- ◇ 「人材育成」と「技術」の向上に繋がる能力強化支援を推進。
- ◇ 社会経済活性化に資する支援や、地雷対策と復旧・復興プロセスの触媒となる支援を推進（安全な国土への回帰や住民の帰還、産業振興、医療福祉・社会的包摂等）。
- ◇ ウクライナ地雷対策を支援する国際ネットワークの多角化、重層化を先導。

（出所：外務省ウェブサイトを基に当室作成）

²³ 外務省『外交青書 2025』20 頁

ドルの財政支援を行うことも表明している²⁴。

2025年10月に我が国の主催により開催したウクライナ地雷対策会議では、人、技術、ネクサス（地雷除去から復旧・復興への円滑な移行）等についての成果文書を発表するとともに、我が国の支援方針を示した「ウクライナ地雷対策支援イニシアティブ」を発表している。

(2) 北方領土問題

ウクライナ侵略を受けた我が国の制裁に対し、ロシアは平和条約交渉の中断を発表するとともに、北方四島の「ビザなし交流」や元島民の「自由訪問」に関する日露間の合意の破棄を一方的に発表する²⁵など、強硬な姿勢を鮮明にしている。また、プーチン大統領は、北方領土問題を含む平和条約交渉に関し、日本側が交渉を再開できる状況を作る必要がある旨述べている²⁶。

北方領土問題を含む日露関係について、2025年10月、高市総理は、第219回国会の所信表明演説において、「日露関係は厳しい状況にありますが、日本政府の方針は、領土問題を解決し、平和条約を締結することです」と述べた。また、同年11月、茂木外務大臣は、日露両国の間には隣国として解決しなければならない懸案事項が山積しており、適切に意思疎通をしていく必要があると述べるとともに、北方四島交流訪問事業の再開については、元島民の皆様の切実な思いを踏まえ、特に北方墓参に重点を置いて事業の再開を粘り強く求めていくとしているが、その見通しは立っていない。

6 イスラエル・パレスチナ問題

(1) ガザ情勢

ア 2025年10月10日の停戦合意発効後の動き

2023年10月7日に開始したイスラエルとハマスの戦闘をめぐり、2025年10月8日、イスラエル及びハマスは、仲介国である米国が提案した20項目の「ガザ紛争終結のための包括的計画」に基づき、人質解放・停戦等に合意した（第一段階の合意）。停戦合意は同月10日に発効し、その後、人質解放、イスラエル軍の一部撤退、人道支援の拡大等が進められ、第一段階はおおむね完了したとされる。

第二段階では、治安維持に向けた「国際安定化部隊（ISF）²⁷」の設置及びパレスチナの暫定的な移行統治機関となる「平和評議会」の設置、ハマスの武装解除などを目指して

²⁴ 財務省ウェブサイト「片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣記者会見の概要」（2025年12月19日）

²⁵ ロシア外務省は、北方墓参については影響しないとしており、日本国外務省も北方墓参の枠組み自体は生きていたとの認識を示している（第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号9頁（令6.3.26））。他方、ロシア外務省は2023年3月、北方墓参の実施手続きに関する問題の検討に時間を要する旨、日本国外務省に通知した。日本は、北方墓参の再開について、ロシア側に外交上の働き掛けを行っているが、再開に向けた肯定的な反応は得られていないとされる（第213回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第3号5頁（令6.3.21））。

²⁶ 『読売新聞』（2024.6.7）

²⁷ ISFについては、その展開により戦闘の再開を抑止する効果が期待されるが、参加国や展開の見通しは立っていない。

いる。11月17日の国連安全保障理事会では、この包括的計画を支持する決議案が採択され、I S Fの設置に加え、平和評議会がガザの暫定統治機構として承認された。2026年1月14日、ウィットコフ米中東担当特使が第二段階の開始を発表した。

平和評議会については、同月16日、米ホワイトハウスが平和評議会のメンバー²⁸を公表した。同評議会は、トランプ米大統領が終身議長を務め、参加国の首脳級で構成される。同評議会の憲章で対処範囲を他の紛争にも拡大すると記し、一部の欧州諸国からは国連の活動を弱体化させることへの懸念が指摘されている。

我が国は、参加を要請されているものの、1月21日、木原官房長官は記者会見で「米国や関係国とも緊密に意思疎通しつつ、詳細について精査をしている」と述べた。

ガザ地区の人道状況については、停戦合意発効後も危機的な状況が続き、2025年10月22日、国際司法裁判所（I C J）は、イスラエルがガザ地区で人道支援を行う国際法上の義務があるとする勧告的意見を発出した。こうした中、12月30日、イスラエルはガザやヨルダン川西岸で活動する37の国際民間活動団体（N G O）について、新たに設けた規則による安全確保や透明性の要件を満たさなかったとして、その活動許可を取消すと発表した。同日、我が国を含む英仏等10か国の外相は、イスラエルに対して国際N G Oや国連機関の活動を規制しないよう求める共同声明を発出したが、2026年1月1日、イスラエルは37団体の活動許可を取消した。

我が国は、イスラエルとパレスチナを取り巻く状況の改善のためには、「包括的計画」の着実な実施が重要であり、積極的な役割を果たしていくとしている。2026年1月11日、茂木外務大臣は、訪問先のイスラエルで行われたネタニヤフ首相への表敬及びイスラエル外相との会談において、ガザ地区の深刻な人道状況に対する懸念を伝えた。また、国際機関及びN G O等による人道支援活動は極めて重要であり、イスラエルに対して、同活動が妨げられることなく実施されるよう同国の適切な対応を強く求めた。なお、我が国はガザの復興に向けて積極的な役割を果たすとしており、①ガザの統治メカニズムへの継続的な関与、②パレスチナの「国づくり」に向けた包括的な支援、③支援の拡大の3本柱を掲げている。①に関し、茂木外務大臣は、同日、ガザ地区で人道支援の調整等を担う「民間軍事調整センター（C M C C）」を視察し、大久保ガザ再建支援担当大使及び日本人の専門家1名を同センターに派遣することを決定したと明らかにした。

イ 国際刑事裁判所（I C C）の動き

I C Cは、ガザ情勢をめぐり、2024年11月にイスラエルのネタニヤフ首相らに戦争犯罪や人道に対する犯罪の疑いで逮捕状を発付したが、イスラエル寄りの姿勢を取るトランプ米大統領は対抗措置として、2025年2月にI C C職員らに制裁を科す大統領令に署名し、米国内の資産凍結などの制裁を科してきた。I C C本体への制裁も検討しているとされる。さらに、同年12月、トランプ大統領はI C Cに対して自身を捜査しないよう求め、拒否す

²⁸ メンバーの任期を3年と定める一方、10億ドル以上の拠出金を払うことで任期のない常任メンバーの資格を得られるとされている。

ればICCへの制裁を更に強化すると脅したとされている。他方、ICCの赤根所長は、12月1日、「ICC職員が、テロリストや麻薬密売人と同じように扱われている」と懸念を示し、米国がICC職員らに制裁を科していることについて「我々はいかなる圧力にも屈しない」と強調した。また、2026年1月7日、高市総理大臣は、赤根所長による表敬において、「日本は法の支配を重視しており、ICCがその役割を果たせるよう、日本政府としてICC及び赤根所長を力強く支援していく」旨述べた。

(2) ヨルダン川西岸の動き

イスラエルが占領するヨルダン川西岸では、イスラエルによる入植活動が拡大しており、1993年に約11万人であった入植者は、現在では50万人を超えた。イスラエルでは2023年10月7日のハマスによる越境攻撃を受けて反パレスチナ感情が高まり、極右政党の閣僚や入植者らが戦闘終結後のガザに入植地を再び建設するべきだと訴えた。同日以降、約2年間のうちに兵士や入植者に殺害されたパレスチナ人は約1000人に上る。また、2025年の新たな入植地は、国連の調査が始まった2017年以降最多であったとされる。

トランプ大統領は、かねてよりイスラエルによるヨルダン川西岸の併合に反対を表明し、イスラエルが西岸併合を強行すれば「米国の支援を失う」と警告してきた。また、2025年12月29日のネタニヤフ首相との会談において、入植者によるパレスチナ人への暴力や入植地の拡大に懸念を示し、ネタニヤフ首相に事態の沈静化を求めた。しかし、2026年1月20日、イスラエルは東エルサレムにある「国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)」本部の一部施設の解体を始めた。イスラエル外務省は声明で「エルサレムの施設はイスラエルの所有物だ」と表明し、UNRWAは「国連と国連の敷地に対する前例なき攻撃」だと批判した。1月28日、我が国を含む英仏等11か国の外相は、イスラエルによるUNRWAの施設の解体について「強く非難する」との共同声明を発出した。

2026年1月11日、茂木外務大臣は、ネタニヤフ首相への表敬において、入植活動は国際法違反であり、我が国は入植地の拡大や入植者による暴力の増加が地域の情勢をより不安定化させることを深刻に懸念していること、また、「二国家解決」を重視していることを伝えた。

内容についての問合せ先
外務調査室 河上首席調査員 (内線 68460)